

平成 25 年 7 月 30 日

農 林 水 産 省

第 39 回産業統計部会の審議において整理、報告等が求められた事項 に対する回答

農林業経営体調査票の変更に係る審議において整理、報告等が求められた事項

・「【11】農業経営の特徴」-「1 農業経営における異業種との連携」

2010 年世界農林業センサス（以下「2010 年センサス」という。）において、農業経営における農業以外からの資本金・出資金の提供元の業種に関し、「その他」の回答が 51.7%と過半を占めたことに関し、委員等からは以下のような意見等があった。

これについて、改めて整理・検討の上、報告願いたい。

【意見等】

- ・ 対象となる農事組合法人、会社が約 17,000 経営体であり、そのうち、実際に資本金等の提供を受けたものが 1,164 経営体という状況は割と多いように感じたが、実態としては身近な人間関係の中で出資を募ったケースが多いのではないかと考えている。そういった意味では「その他」のこのことについて農林水産省はどのようにみているのか。
- ・ 今回の変更によって、「その他」と回答する者がどの程度削減される見込みであるのか整理することが必要ではないか。仮に情報不足等により整理できないのであれば、本調査事項がセンサスとして把握する必要が薄いと考えられることから、一旦農林業センサスにおける把握を取り止めて、一般統計調査等により実態を把握し、適確な選択肢を検討した上で、改めて農林業センサスの調査事項として把握すべきではないかと考えている。

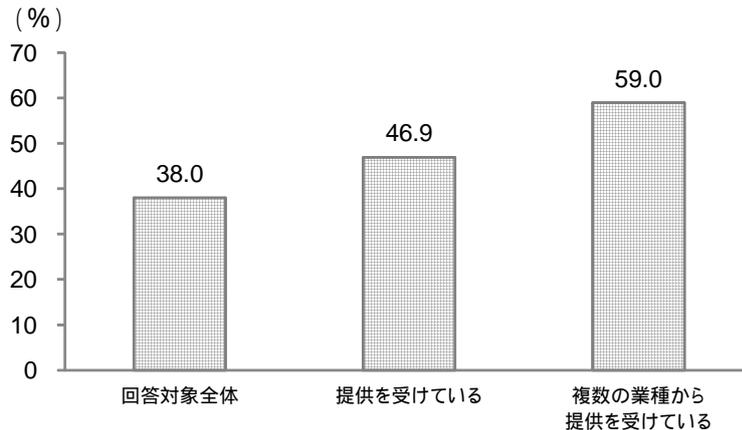
（回答）

1 本項目は、中小企業者と農林漁業者の有機的な連携による経営資源の有効活用を目的に農商工連携促進法が平成 20 年 7 月に施行されたことを受け、今後、経営の多角化等の経営発展が、農業経営体において自己完結的に進展するものだけではなく、農業以外の業種と連携して展開していくことが想定されたことから、異業種との連携を把握するため、前回の 2010 年センサスにおいて設置したところである。

2 2010 年センサス結果をみると、異業種から資本金・出資金の提供を受けている農業経営体の割合は 6.8%であり、そのうち、具体的な業種をみると「その他」が 51.7%と最も高い状況であり、具体的な連携先が十分には明らかになっていない状況である。

しかしながら、農業生産関連事業の伸展をみていくと、資本金・出資金の提供を受けている農業経営体では本項目の回答対象全体と比べ約 9 ポイント高い 46.9%の農業経営体が農業生産関連事業を行っており、複数の業種から提供を受けている場合は 59.0%と更に高い状況であることから、異業種との連携が一定程度経営の多角化に影響を与えていることが示唆されたところである。

(図) 農業生産関連事業を行う農業経営体数の割合



3 この間、平成の農地改革として、改正農地法が平成 21 年 12 月に施行され、一般法人の農業参入とともに、農業生産法人への出資に係る要件も緩和されたことから、異業種との連携は 2015 年実査時点では更に進展していることが想定される。

本項目は、異業種との連携の総量を把握するだけに留まらず、連携先の業種が多角化等の経営発展の方向性に与える影響を明らかにする必要があることから、全数調査である農林業センサスにおいてその実態を把握するものである。

4 当該項目の検討に当たっては、出資金等を通じた異業種との連携の状況を示すデータが無いものの、上記の法改正により一般法人の農業参入が進展し、それらの具体的な業種が定量的に明らかになってきたことから、当該データを農業と他産業の親和性を示す代替データとして活用し、選択肢で設ける異業種の細分化を図ったところである。

5 「その他」に包含される産業のカバレッジを平成 21 年経済センサス-基礎調査結果の事業所数ベースでみていくと、前回では全産業 604 万の事業所のうち、66%に当たる 400 万の事業所が「その他」に分類されていたところであるが、今回の変更により、農業との親和性の高い産業はおおむね網羅されており、「その他」に包含される産業についても、30%に当たる 182 万事業所まで圧縮されたところである。

また、今回、具体的に設定している産業が農業と親和性の高いことを踏まえると、2015 年センサスにおける「その他」への回答割合は、上記以上に圧縮されることが期待できる。

6 しかしながら、前回部会において、NPO 法人の回答方法が調査票上では明確にされていないこと、さらに、農業経営体と距離の近い農業者等が含まれている可能性が示唆されたことを踏まえ、NPO 法人における回答方法について、調査票上に注釈を明記するとともに、農業者からの出資は含めない旨、再度、注釈により注意喚起を行い、より紛れなく実態を把握するよう、以下のとおり、変更を行う。

(現 行)

注: 集落営農等における構成員からの現物出資や金融機関等からの融資は含みません。
また農協や市区町村からの出資は含め
ないでください。

提供を受けていない		861	0
提供を受けているものすべてに	建設業または運輸業から		862 0
	飲食料品関連の	製造業・サービス業から	863 0
		卸売・小売業から	864 0
	飲食料品関連以外の	製造業から	865 0
		卸売・小売業から	866 0
	医療・福祉・教育関連から		867 0
その他から		868 0	



(変 更 案)

注: 以下は含めないでください。
農業者又は農業を営む会社などからの出資
農協や市区町村からの出資
集落営農などにおける構成員からの現物出資
金融機関などからの融資

提供元の事業所が複数の事業を行っている場合は、そのうち、主な経済活動を回答してください。

NPO法人から提供を受けている場合も、行っている主な経済活動にもとづいて回答してください。

提供を受けていない		861	0
提供を受けているものすべてに	建設業または運輸業から		862 0
	飲食料品関連の	製造業・サービス業から	863 0
		卸売・小売業から	864 0
	飲食料品関連以外の	製造業から	865 0
		卸売・小売業から	866 0
	医療・福祉・教育関連から		867 0
その他から		868 0	

農山村地域調査票（農業集落用）の変更に係る審議において整理、報告等が求められた事項

・「【1】立地条件等（最も近いDID（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間）」

農業集落の中心地から、最も近いDID（人口集中地区）の中心地にある施設及び生活関連施設までの所要時間を把握する調査事項に関し、委員等からは以下のような意見等があった。

これについて、改めて整理・検討の上、報告願いたい。

【意見等】

- ・ 所要時間を把握することに意味はあるが、報告者がどのような移動手段を用いているのかわからないのは問題ではないか。例えば、小学校、中学校に関し、設問に「徒歩」と記載したり、他の生活関連施設についても「一般的な交通手段」などと注記するなど、記入に当たって紛れが生じないよう工夫すべきではないか。
- ・ 生活関連施設は、農業集落で生活していく上で重要な施設と考えるが、郵便局が含まれていないのはなぜか。

（回答）

農業集落の中心地から、最も近いDID（人口集中地区）の中心地にある施設及び生活関連施設までの移動手段については、所要時間と合わせて主な移動手段を把握することとし、次ページのとおり変更を行う。

なお、「郵便局」については、これまで施策部局からの要望がなく、必要性及び利活用がなかったことから設定をしてきていない経緯があるが、本項目の設定の考え方である「農業集落で生活する上で必要不可欠なもの」という観点から見た場合には、郵便は郵便ポストが設置されていること、また配達の際の訪問業務が行われている地域もあること等から、住民が出向く施設としては、設定の必要性は低いと考えている。

(現 行)

【1】立地条件等（最も近いD I D (人口集中地区) 及び生活関連施設までの所要時間）

農業集落の中心地から、最も近いD I Dの中心地にある施設及び生活関連施設までの所要時間で該当するものひとつに○を付けて下さい。

農業集落に最も近いD I D名 及び中心地にある施設名							
		15分未満	15分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間 30分以上	
上記D I Dの施設		111	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
最寄りの 生活関連 施設	市区町村役場	112	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	農 協	113	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	警 察・交 番	114	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	病院・診療所	115	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	小 学 校	116	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	中 学 校	117	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	公 民 館	118	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	スーパーマーケット・ コンビニエンスストア	119	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)



(変 更 案)

【1】立地条件等（最も近いD I D (人口集中地区) 及び生活関連施設までの所要時間）

農業集落の中心地から、最も近いD I Dの中心地にある施設及び生活関連施設に行く際に使用している主な交通手段と施設までの所要時間で該当するもの1つにそれぞれ○を付けて下さい。

農業集落に最も近いD I Dの 中心地にある施設名							小学校・中学校は、通学にか かる時間と主な交通手段を 記入してください。					
		主な交通手段(いずれかに○)				所 要 時 間 (いずれかに○)						
		徒歩	自転車	自動車 (原付含む)	バス・ 鉄道など	15分未満	15分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分 未満	1時間 30分以上		
上記の施設まで		111	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
最寄りの 生活関連 施設	市区町村役場	112	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
	農 協	113	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
	警 察・交 番	114	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
	病院・診療所	115	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
	小 学 校	116	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
	中 学 校	117	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
	公 民 館	118	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
	スーパーマーケット・ コンビニエンスストア	119	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	